

## 令和 8 年度 介護保険料について

### ◆介護保険料所得段階別保険料算定表

段 階	所 得 区 分	保険料の料率	保険料（年額）
第 1 段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者及び世帯全員が住民税非課税で、前年の本人の課税年金収入と合計所得金額との合計が 826,500 円以下の人	基準額 × 0.285	20,520 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の本人の課税年金収入と合計所得金額との合計が 120 万円以下の人	基準額 × 0.485	34,920 円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で、上記以外の人	基準額 × 0.69	49,320 円
第 4 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の本人の課税年金収入と合計所得金額との合計が 826,500 円以下の人	基準額 × 0.90	64,800 円
第 5 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、上記以外の人	基準額	72,000 円
第 6 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額 × 1.25	90,000 円
第 7 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	基準額 × 1.50	108,000 円
第 8 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	基準額 × 1.80	129,600 円
第 9 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	基準額 × 1.85	133,200 円
第 10 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	基準額 × 1.90	136,800 円
第 11 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	基準額 × 2.00	144,000 円
第 12 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	基準額 × 2.30	165,600 円
第 13 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上の人	基準額 × 2.40	172,800 円

※基準額 : 6,000 円（月額）

### ●令和 8 年度における介護保険料算定の特例措置について

給与収入が年 190 万円未満の方につきましては、法令等に基づき令和 8 年度の保険料に限り、令和 7 年度税制改正前の住民税計算方法により算定した住民税額を基準に所得区分を決定しますので、令和 8 年度住民税が非課税の方であっても、上記の表の非課税区分ではなく、課税区分（合計所得金額によります）にて保険料を算定し決定します（令和 8 年中に本町に転入された方等を除きます）。